



島根県報

平成23年9月30日（金）

号外 第 169 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	（都 市 計 画 課）	3
島根県会計規則の一部を改正する規則	（審 査 指 導 課）	3

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第71号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する家畜伝染病予防法に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 家畜に関する所有者からの定期の報告の受理

イ 農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜に係る獣医師等からの届出の受理

ウ 家畜防疫員に倉庫等に消毒をする設備を設置させること。

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第72号）

1 規則の概要

独立行政法人雇用・能力開発機構の解散及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務の承継に伴う規定の整理（第9条関係）

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴う規定の整理（第48条関係）

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第71号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表家畜保健衛生所の部家畜伝染病予防法の項第15号中「第52条」を「第52条第1項」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

15 第26条第5項の規定により、家畜防疫員に倉庫等に消毒をする設備を設置させること。

別表家畜保健衛生所の部家畜伝染病予防法の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「交通しゃ断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「同条第2項」の次に「（第13条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 第13条の2第1項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜に係る獣医師又は所有者からの届出の受理

別表家畜保健衛生所の部家畜伝染病予防法の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 第12条の4第1項の規定による家畜に関する所有者からの定期の報告の受理

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第72号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成4年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）に基づく職員に対して支給する子ども手当

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。
